

【資料】 国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界 画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】 「ベンガル湾海洋境界画定事件」（バングラデシュ／ミャンマー）国際海洋法裁判所判決

判決

- I. 裁判手続の経緯
- II. 両当事国の申立
- III. 背景となる事実
- IV. 本件紛争の主題
- V. 裁判所の管轄権
- VI. 適用のある法
- VII. 領海 (以上、53巻1号)
- VIII. 排他的経済水域と200カイリ内の大陸棚 (以上、53巻2・3号)
- IX. 200カイリを超える部分の大陸棚
- X. 不均衡性の基準
- XI. 境界画定線の設定
- XII. 主文

Wolfrum裁判官の宣言

Mensah及びOxman各特任裁判官の共同宣言 (以上、本号)

IX. 200カイリを超える部分の大陸棚

(1) 大陸棚全体について境界画定を行う裁判所の管轄権

341. 両当事国は200カイリ内のベンガル湾における両国の間の大陸棚を画定するよう当裁判所に要請することに合意しているが、両国は、当裁判所が200カイ

リを超える部分の大陸棚について境界画定を行う管轄権を有するかどうか、また管轄権があるとして当裁判所がその管轄権を行使すべきかどうかについて、合意していない。

342. ミャンマーは、前述45項で指摘したように、「原則として、大陸棚(200カイリを超える部分の大陸棚を含む。)の境界画定は国際海洋法裁判所の管轄権に服しうる」ことについて、争っていない。しかし、同国は、本件事件において、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関する当裁判所の管轄権行使についての適否の問題を、提起した。

343. ミャンマーの答弁書によると、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関する当裁判所の管轄権一般の問題は本件事件では生じない、なぜなら、境界画定線は領海を測定するための基線から200カイリ限界にまで至らないからである、という。

344. 同時に、ミャンマーは、「たとえ裁判所が200カイリを超える部分の海域について単一の海洋境界線がありうる—これは我が国の主張するところではないが—と決定したとしても、裁判所はその線を判断する管轄権を有することはない、なぜなら、この問題についての裁判所のいかなる判断も、第三国の権利と国際的深海底に関する権利を害する可能性があるためである」、という。

345. 更にミャンマーは、「大陸棚の外側の限界が[大陸棚限界委員会の]勧告に基づき確定されない限り、司法機関である国際海洋法裁判所は、外側の限界が判明しない状態で仮定的根拠に基づいて境界画定線を決めることができない」、という。同国はこれに関して次のように主張した。

「大陸棚限界委員会が、国からの大陸棚延長の要請(submission)⁵⁾を審査し

5) 訳者注：このsubmissionの語は、海洋法条約76条8項の公定訳では「(情報を)提出する」であり、附属書Ⅱ第5条の公定訳では「勧告を求める要請」となっていて、両者の訳語も意味合いも異なっている。仏語テキストを直訳すると、76条8項は「(沿岸国は)情報を通知する(communique)、附属書Ⅱ第5条は、「(沿岸国により)提出された要請(demande soumise)、となっていて、両条文中で原語が異なっている。

結局のところ、委員会に対して沿岸国が行う行動は、大陸棚の延長を要請することすなわち勧告を要請すること(附属書Ⅱ第5条)であって、すなわちそれ

この要請に基づき勧告を行うことは、国連海洋法条約76条8項の定めるところに従い『その勧告に基づいて』沿岸国の大陸棚の外側の限界を決めるための、また国が潜在的に権原を持つ200カイリを超える部分の大陸棚の区域を設定するための、必要な前提条件である。裁判所との関係でいうと、この条件は、200カイリを超える部分の大陸棚の天然資源に対する主権的権利が重複する区域の分割を司法的に決めるための必要条件である。[...] この過程を逆転させること、つまりまだその範囲が分からない権利について裁判を行うことは、裁判所を他の条約機関と対立させることになるだけでなく、海洋法条約の全体構造及び国際的海洋統治にも反することになる。」

346. ミャンマーは、自国の考えを支持するため、1992年6月10日のカナダ／フランス海域境界画定事件仲裁判決に言及した。この判決は、「当裁判所が、かかる権利が将来事実上存在するという可能性を仮定して決定を行うことは、不可能である」（1992年6月10日判決、*ILM*, Vol. 31 (1992), p. 1145, at p. 1172, para. 81）と述べている。

347. ミャンマーによると、カリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）において、ICJは、ニカラグアとホンジュラスの間の200カイリを超える部分の大陸棚について境界画定することを、大陸棚限界委員会がまだ200カイリを超える部分の大陸棚に関し両国に対し勧告を行っていないという理由で認めなかった、という。

348. ミャンマーは、口頭手続において、自国の立場を明確にして、原則として海洋法裁判所の管轄権について争わない、と述べた。両国は海洋法条約287条1項の規定に従い同一の条件で裁判所の管轄権を受け入れているが、このことは

は委員会に情報を提出すること（76条8項）、ということであろう。これらの行動が英語では“submission”で表現されている。

判決のこの部分は、76条8項に基づくsubmissionではあるが、内容は大陸棚延長・勧告の要請であること、また判決のこの部分の仏語テキストは直訳すると「（国による）延長の要請（demande d'extension）」であることから、附属書Ⅱ第5条の公定訳に依拠しつつ、ここでは「（延長の）要請」という訳語で統一することとした。

「ベンガル湾における両国の間の海洋境界線の画定に関する [...] 紛争の解決についてである」。ここにおいて生じている唯一の問題は、海洋法裁判所が、この事項に関して、管轄権を行使し200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定について決定することができるという可能性についてである、という。

349. 更にミャンマーは、もし裁判所が「それにも関わらずこの問題について請求訴状が受理可能である—これは我が国の主張するところではないが—と判断するのなら、両当事国が、海洋法条約76条の定めるところに従って、200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原の存在に関する大陸棚限界委員会の勧告について立場を示すまでの間は、またその権原が存在するときは大陸棚の延長について(つまり両国の大陸棚の外側の限界について(大陸棚を横切る(lateral)限界ではなく、大陸棚の外側の限界について))立場を示すまでの間は、裁判所はこの問題に関する判決を延期するしかない」、と述べる。

350. これに対し、バングラデシュの見解では、当裁判所は、大陸棚の境界画定に関して、海洋法条約76条と83条から生じる国家間の紛争を裁判する権限が条約により明白に与えられている。条約は大陸棚の内側の部分(つまり200カイリ内の部分)に対する管轄権と200カイリを超える部分に対する管轄権を区別していないから、全大陸棚の境界画定が83条の対象であって、裁判所が200カイリを超える境界画定を行う管轄権を有するのは明らかである、という。

351. バングラデシュは、ミャンマーが「いずれにせよ、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定の問題は生じない、なぜなら、境界画定線は200カイリ限界にまで至ることはないからである」と主張していることに反論して、「バングラデシュは200カイリを超えて大陸棚を有しないとするミャンマーの主張が依拠している前提は、200カイリ内の海域が境界画定されるとバングラデシュの大陸棚の端は200カイリ限界にまで至らないとするものである」、という。バングラデシュによると、「この仮説が成り立つのは、裁判所がまずはミャンマーの主張を受け入れて200カイリまでの等距離線を支持する場合のみである。しかしこのような結果は、バングラデシュが依拠する関連事情を裁判所が完全に否定するときにしか成立しない」、という。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

352. バングラデシュは、第三国の権利に関するミャンマーの主張に触れて、次のように述べる。すなわち、第三国の権原主張（claim）が潜在的に重複するとしても、裁判所の管轄権に服する2国間の海洋境界を画定する裁判所管轄権がなくなることは、ありえない。なぜなら、第三国は裁判所の判決に拘束されないし、第三国の権利は判決により影響を受けないからである。第三国に関しては、裁判所の境界画定判決は第三国を害しも益もしない（*res inter alios acta*）し、この保証はITLOS規程33条2項に定められている、という。

353. バングラデシュは、また、国際深海底についてのミャンマーの主張は「ミャンマー自身が大陸棚限界委員会に提出した延長要請を無視している。この延長要請は、国際深海底と接する大陸棚の外側の限界はバングラデシュとの海洋境界線から大きく離れていることを、明らかにしている」、という。

354. バングラデシュによると、インドと重複する可能性のある海域について、ミャンマーは、たとえ裁判所がこれら3国間の境界点（tripoint）を定めることができなくても、裁判所は「ミャンマーとバングラデシュの間の海洋境界線の最端の部分に向けた一般的方向」を示すことができ、そうすることにより国際裁判所の「十分に確立した実行に従う」ことになる、という。

355. バングラデシュは、第三国の権利と裁判所の管轄権の問題についての考えを、次のようにまとめた。

「1. [...]」

2. 200カイリを超える部分の大陸棚における海洋境界線についての裁判所の画定は、第三国の権利を害しない。第三国の権利が関わるような場合において国際裁判所がこれまで一貫して管轄権を行使してきたことと同じく、ITLOSも管轄権を行使することができる。このことは、国際深海底に対する国際社会の権利が関わるような場合（本件ではそうでないが）でも、同じである。

3. バングラデシュとミャンマーの権原主張がインドの権原主張と重複するような大陸棚の海域については、裁判所は、本件裁判において両当事国のいずれがより優れた請求を有するかを判断することと、バングラデシ

ユとミャンマーのみを拘束する境界画定に効力を与えることが、必要とされる。本件の裁判当事国の間におけるこの境界画定は、インドを拘束することはない。」

356. バングラデシュは、大陸棚に関して海洋法裁判所と大陸棚限界委員会のそれぞれの役割に抵触はなく、その逆に、両者の役割は相互補完的である、という。すなわち、裁判所は、外側部分の大陸棚における境界を画定する管轄権を有する。また、委員会は、大陸棚の外側の限界と海洋法条約1条1項が定める深海底との間の限界の設定に関し勧告を行うが、ただし向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間において権原をめぐる紛争が存在していないことが必要である、という。

357. バングラデシュは付言して、委員会は、上記の紛争が海洋法裁判所その他の司法機関または仲裁機関によりあるいは紛争当事国間の合意によって解決されるまでの間、大陸棚の外側の限界に関して勧告を行うことはできない、ただし、両国が提出した延長要請を委員会が審査することに両国が同意した場合は、その限りでない、という。バングラデシュによると、本件事件において、「外側部分の大陸棚に関して両国の権原主張をめぐる紛争があり、委員会の行動に対し少なくとも1国(バングラデシュ)が同意を与えていない以上、委員会は行動することが許されない」、という。

358. バングラデシュは、もしミャンマーの主張が認められるなら、裁判所は大陸棚限界委員会が行動するまで待たなくてはならず、同委員会は裁判所が行動するまで待たなくてはならないことになる、と指摘する。その結果、200カイリを超える部分の大陸棚に関して紛争が生じた場合は常に、海洋法条約第15部第2節に基づく拘束力を有する決定を伴う義務的手続は、何ら現実的な適用がなされなくなる。バングラデシュは更に、「實際上、国連海洋法条約の紛争解決手続の趣旨及び目的が否定されることになる。ミャンマーの立場は、外側部分の大陸棚における海洋境界線に関するすべての紛争を永久に消滅させる管轄権のブラックホールを作り出している」、と付言する。

359. 以上をまとめて、バングラデシュは次のように述べた。すなわち、ミャン

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

マーは、大陸棚限界委員会の勧告は裁判所の管轄権行使の前提条件であると述べつつ、200カイリを超える大陸棚に関する裁判所の管轄権行使を不可能とさせるような「循環論法」を述べるが、これは海洋法条約第15部と76条10項の規定に合致しない。

* * *

360. 当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定する管轄権を有するかどうかを、検討しよう。

361. 海洋法条約76条は、単一の大陸棚の考え方を示している。条約77条1項及び2項によると、沿岸国は大陸棚全体に対し排他的な主権的権利を行使することができ、このことは、200カイリ内の大陸棚であるかそれを超える大陸棚であるか、区別されていない。条約83条は、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定について定めているが、同じく200カイリ内外で区別していない。

362. これに関して、バルバドスとトリニダード・トバゴの間の事件において、仲裁裁判所は次のように判決を下している。「仲裁裁判所が扱う紛争は、外側部分の大陸棚を含む。その理由は、第一に、この紛争は、[...] 当該紛争の一部を形成するかあるいは当該紛争と十分に密接に関係づけられるかのいずれかであること、[...]、そして、第三に、いずれにせよ、法的には単一の『大陸棚』のみが存在するのであって、200カイリ内の大陸棚と共にそれとは別に延長された大陸棚あるいは外側部分の大陸棚がある、というわけではないことによる」（2006年4月11日判決、*RIAA, Vol. 27, p. 147, at pp. 208-209, para. 213*）。

363. 以上の理由で、当裁判所は、大陸棚全体について境界画定を行う管轄権を有する、と判断する。次に、本件の事情において、当裁判所が自身の管轄権を行使することが適当であるかどうかについて、検討を行う。

・管轄権の行使

364. まず、ミャンマーが主張する、バングラデシュの大陸棚は200カイリを超

えることはない、なぜならバングラデシュが大陸棚の天然資源に関して主権的権利を有する海域は200カイリにまで至らないからである、という点について取り上げる。

365. ミャンマーのこの主張は支持できない。前述339項で示したように、排他的経済水域と大陸棚の境界画定線は、200カイリ限界にまで至るからである。

366. 次に、裁判所の管轄権行使が第三国の権利を害することになるかどうかの問題に目を向ける。

367. ITLOS規程33条2項が定めているように、当裁判所の裁判は、「紛争当事者間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する」。したがって、当裁判所による大陸棚の境界画定が、第三国の権利を害することはありえない。また、海洋境界線の海方向の区分は、その精確な端を示すことなく定められるのが、確立した実行である。例えば、その端の場所は、第三国の権利に影響を与える可能性がある海域に至る地点まで、と示すような方法である。

368. また、深海底に関していうと、大陸棚限界委員会に両当事国が提出した延長要請から明らかなように、本件における境界画定の主題である200カイリを超える部分の大陸棚は、深海底から遠く離れた場所にある。したがって、当裁判所が境界画定線を引いても、国際社会の権利を害することにはならない。

369. 第三に、本件において、両国が海洋法条約76条8項に基づき大陸棚の外側の限界を設定する時までか、あるいは少なくとも大陸棚限界委員会が提出された延長要請に基づき両国に勧告を行って両国がその勧告に基づき自国の対応を検討する機会を有するまでは、当裁判所は、200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定する管轄権を行使することを控えるべきかどうか、という問題を検討しよう。

370. 当裁判所は、ある海域の外側の限界が設定されなくとも、その海域の境界画定は排除されない、と指摘したい。基線について合意がなくとも、領海や排他的経済水域の境界画定の妨げにはならない。基線に関する紛争は、これらの海域の海方向の精確な限界に影響を与えるにも関わらず、そうである。これらの場合において、こういった海域に対する両国の権原の問題は生じないからで

ある。

371. したがって、考えなくてはならないことは、海洋法条約76条8項と附属書Ⅱ第3条1項が定める大陸棚限界委員会の役割を前提として、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定を進めることが適当であるかどうか、である。

372. ウィーン条約法条約31条によると、条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈しなくてはならない。当裁判所の海底紛争裁判部による勧告的意見で述べたように、ウィーン条約31条は、「慣習国際法を反映している」と考えるべきである（2011年2月1日深海底活動責任事件勧告的意見57項）。

373. 海洋法条約は、その規定を実施するためにいくつかの機関を擁する制度的枠組みを設けており、その機関には、大陸棚限界委員会、国際海底機構及び当裁判所が含まれる。これらの機関の活動は、条約の一貫性のある効率的な実施を確保するため、相互に補完的である。海洋法条約が言及する他の機関についても、同じことがいえる。

374. 海洋法条約76条8項に基づき沿岸国が自国の大陸棚について最終的かつ拘束力ある限界を設定する権利は、この条文が設けた構造において不可欠な要素である。この権利を現実化するためには、沿岸国は、76条8項の定めるところに従い、200カイリを超える部分の大陸棚の限界に関する情報を大陸棚限界委員会に提出しなければならない。この委員会の権限は、その国の大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について、その沿岸国に対し勧告を行うことである。海洋法条約76条8項は、「沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。」と規定する。

375. このように、大陸棚限界委員会は、海洋法条約において重要な役割を果たしており、また、特別な専門的知識を有しておりこのことはその組織構成において反映されている。すなわち、条約附属書Ⅱ第2条は、委員会は、地質学、地球物理学または水路学の分野の専門家により構成される、と規定している。条約附属書Ⅱ第3条は、委員会の任務は、特に、大陸棚の外側の限界が200カイリを超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータそ

の他の資料を検討し、条約76条の規定に従って勧告を行うこと、と定める。

376. 83条に基づく大陸棚の境界画定と、76条に基づく大陸棚の外側の限界の設定は、明確に区別される。76条に基づき、大陸棚限界委員会は大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について沿岸国に対し勧告を行う任務が与えられているが、委員会は、勧告を行うにあたり、海洋境界線の画定を害してはならない。海洋境界線の画定に関する紛争解決の任務は、条約83条と第15部に基づく紛争解決手続に委ねられており、その手続きは国際裁判所を含む。

377. 海洋法条約においても、大陸棚限界委員会の手続規則ないしその実行においても、大陸棚の境界画定が同委員会による任務遂行への妨げを構成することを示すようなものはない。

378. 海洋法条約76条10項は、「この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。」と規定する。このことは、また、条約附属書Ⅱ第9条も確認している。同条は、「委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画定の問題に影響を及ぼすものではない」と定めている。

379. 大陸棚限界委員会の任務は向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼさないということと同様に、国際裁判所が海洋境界線の画定(大陸棚境界画定を含む。)に関する管轄権を行使することもまた、委員会が大陸棚の外側の限界の設定に関する事項についての任務の遂行に影響を及ぼすことはない。

380. これまで大陸棚限界委員会に提出された延長要請(初めて行われた延長要請を含む)は、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に影響を与える関係国の間で合意があった海域を含むものであった。しかし、これらの延長要請の状況はいずれも、本件事と異なり、境界画定が国家間での合意により行われており、国際裁判所により行われたものではない。

381. これに関して、当裁判所は、国際裁判所の裁判においてとられた考えに留意したい。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

382. 例えば、バルバドスとトリニダード・トバゴの間の事件において、仲裁裁判所は、裁判所の管轄権は200カイリを超える部分の大陸棚の海洋境界線の画定を含む（2006年4月11日判決、*RIAA, Vol. 27*, p. 147, at p. 209, para. 217）、と判示した。この事件において、仲裁裁判所は、次のように述べてその管轄権を行使しなかった。

「しかし、後に明らかになるように、裁判所は単一の海洋境界線を決定するが、バルバドスとトリニダード・トバゴの間において200カイリを超える海域については、単一の海洋境界線は存在しない」（*ibid.*, at p. 242, para. 368）

383. カリブ海領土海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）において、ICJは、次のように宣言した。

「したがって、当裁判所は、精確な終点（endpoint）を特定することなく、海洋境界線を画定することができ、その線は第三国の権利に影響を及ぼすことなく西経82度の線にまで至る、と述べることができる。ただし、この境界線は、領海の幅を測定するための基線から200カイリを超えて延びると解することはできない。200カイリを超える部分の大陸棚の権利の主張は、国連海洋法条約76条の定めるところに従わなくてはならず、また、この規定により設置される大陸棚限界委員会により審査されなくてはならない。」（判決、*ICJ Reports 2007*, p. 659, at p. 759, para. 319）

384. 当裁判所は、国際裁判所が管轄権を行使すべきかどうかの判断は、それぞれの事件の手続的及び実体的事情による、と考える。

385. 大陸棚限界委員会の手続規則の第46規則によると、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定において紛争が生じた場合、委員会に提出された延長要請は、この手続規則附属書Iの定めるところに従い、検討される。この附属書Iの2項は、次のように規定する。

「向かい合っているか若しくは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定において紛争が生じた場合又は領土紛争若しくは海洋紛争が未解決であるその他の紛争の場合において、要請を行う沿岸国は、委員

会に対し次のことを行わなければならない。

(a) 当該紛争を委員会に通知すること、及び、

(b) その要請が紛争当事国の間の境界画定に関する事項を害さないことをできる限り保証すること。

386. 手続規則附属書 I の5項(a)は、次のように規定する。

「5. (a) 領土紛争又は海洋紛争が存在するときは、委員会は、紛争当事国による要請を検討し又は評価してはならない。ただし、委員会は、当該紛争のすべての当事国が予め同意する場合は、紛争区域における1又は2以上の要請を検討することができる。」

387. 本件事件において、バングラデシュは、2009年7月23日付の国連事務総長宛て口上書で、大陸棚限界委員会に対して、委員会の手続規則の第46規則とその附属書 I の適用上両当事国間に紛争があることを通知し、また、この附属書 I の5条(a)を想起しつつ、次のように述べた。

「ミャンマーがその延長要請において主張するベンガル湾の大陸棚の一部に対する権原に関してバングラデシュとミャンマーの間に紛争が存在するので、委員会は、『当該紛争のすべての当事国が予め同意する』ことなく、ミャンマーの延長要請を『検討し又は評価』してはならない。」

388. 大陸棚限界委員会は、バングラデシュの立場を考慮して、ミャンマーの延長要請の検討を延期した（委員会における作業進捗に関する委員長声明、2009年10月1日付CLCS/64, p. 10, para. 40）。

389. 同委員会は、バングラデシュの延長要請についても検討の延期を決定し、その理由について次のように述べた。

「委員会が検討している間に、何らかの展開が生じる可能性を考慮したためである。すなわち、その期間において、関係諸国が利用可能な手段を用いる可能性がある。そのような手段としては、例えば、手続規則附属書 I に示されているような実質的な性質を有する暫定取り決めなどがある。」

（委員会における作業進捗に関する委員長声明、2011年9月16日付CLCS/72, p. 7, para. 22）

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

390. 大陸棚限界委員会のこれらの決定の結果、もし当裁判所が海洋法条約83条に基づき200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定しないとすると、条約76条に基づく両当事国の大陸棚の外側の限界の設定に関する問題は、未解決のまま残される可能性がある。本件における記録を見ると、境界画定紛争が解決されない限り、両国は利用可能なその他の手段についてすぐに合意できるとは考えにくい。

391. 当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚に関する紛争に対し管轄権を行使しないとすると、長期間にわたり続いた紛争を解決することができないだけでなく、海洋法条約の効率的な運用の助けにならないであろう。

392. 現在存在するこの行き詰まりを解決しないことは、海洋法条約の趣旨及び目的に反するであろう。海洋法条約が条文の実効的な実施を確保するために設置した2つの機関である大陸棚限界委員会と当裁判所が本件事件において何ら行動をとらないとなると、両当事国は、大陸棚に対する自国の権利から十分に利益を得ることができないという状況に放置されたままとなってしまう。

393. 本件事件において当裁判所が管轄権を行使することは、大陸棚限界委員会の任務を侵害するとはいえない。なぜなら、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関する国家間紛争を交渉で解決することが、大陸棚限界委員会が両国の延長要請を検討することを排除するとか、委員会が適当な勧告を行うことを妨げる、ということにはならないからである。

394. 以上の理由で、当裁判所は、本件事件において海洋法条約第15部第2節に基づく自身の責任を履行するため、本件紛争を裁判し200カイリを超える両当事国間の大陸棚の境界を画定する義務を有する、と結論づける。この境界画定は、条約76条8項の定めるところに従い、大陸棚の外側の限界の設定を害することはない。

(2) 200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原の有無

395. 本件事件において200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定は、海洋法

条約76条と83条の両方の解釈及び適用を伴う。

396. 条約83条は、すでに前述182項で引用した。76条は、次の規定である。

「大陸棚の定義

- 1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう。
- 2 沿岸国の大陸棚は、4から6までに定める限界を越えないものとする。
- 3 大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋海嶺又はその下を含まない。
- 4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。
 - (i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線
 - (ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線
- (b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。
- 5 4(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から350海里を超え又は2500メートル等深線(2500メートルの水深を結ぶ線をいう。)から100海里を超えてはならない。
- 6 5の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上におい

ては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。

- 7 沿岸国は、自国の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ60海里を超えない長さの直線によって引く。
- 8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書IIに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。
- 9 沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報（測地原子を含む。）を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。
- 10 この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。」

(a) 権原と境界画定

397. 境界画定は、ある海域において権原が重複していることを前提とする。したがって、いかなる境界画定においても、第一の段階は、権原があるかどうか及びその権原が重複するかどうかを判断することである。

398. 権原と境界画定は別々の概念でありそれぞれ海洋法条約76条と83条において定められているが、両者は相互に関係している。両当事国もまた、権原と境界画定の間相互関係を認めている。バングラデシュは、「裁判所が大陸棚の境界画定をするに先立ち答えなくてはならない問題は、いずれの国が200カイリ

を超える部分の大陸棚に対し権原を有するのか、である」、と述べる。同じくミャンマーも、「200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原とその範囲の決定は、境界画定の前提条件である」、と述べている。

399. したがって、本件事件において当裁判所が最初に取り上げるべき問題は、両当事国が、200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原が重複しているかどうか、である。もし重複がないとなると、裁判所は仮定の問題を取り扱っていることになる。

400. 本件事件において、両当事国は、200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原主張を行っており、その海域が重複している。この海域の一部に対し、インドも権原を主張している。また、ミャンマーは、当裁判所は200カイリを超える部分の大陸棚に対しバングラデシュないしミャンマーの権原の問題を扱うことはできない、なぜならこれは大陸棚限界委員会の権限にのみ属する問題であるから、と主張する。

401. 両当事国のこれらの考えを踏まえ、当裁判所は、両国が争っている主要な争点を扱うこととする。すなわち、両国は200カイリを超える部分の大陸棚に対し何らかの権原を有するかどうか、である。この点について、当裁判所はまず、当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原を判断することができるのかまた判断すべきか、という問題を取り上げる。次に、権原に関する両国の立場を検討する。その後、自然延長の語の意味及びその意味と大陸縁辺部の語の意味との関係性について、分析する。最後に、両当事国は200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有するかどうか、及び両国の権原が重複するかどうかを、判断する。当裁判所は、これらの判断に基づいて、200カイリを超える両国の大陸棚の境界画定について決定を行う。

402. まず、第一の問題を取り上げよう。すなわち、当裁判所は、本件事件において、200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原を判断することができるのかまた判断すべきか、という問題である。

403. バングラデシュは、当裁判所は200カイリを超える部分の大陸棚に対する両当事国の権原の問題について決定するよう義務づけられている、と主張する。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

バングラデシュによると、「1982年海洋法条約は、ITLOSがバングラデシュとミャンマーの両国が権原主張する外側部分の大陸棚の区域の境界を画定するよう、義務づけている。その画定は、ミャンマーではなくバングラデシュのみがこれらの海域に対し権原を有するとした上で、ミャンマーの海岸から正確に200カイリである線に沿って両国の大陸棚を分ける海洋境界線を定めることで、成し遂げられる」、という。

404. バングラデシュは、また、次のようにも主張する。「この区域の大陸棚に対するバングラデシュの権原がミャンマーの主張する権原と重複する部分については、競合する権原主張の妥当性を判断し、適用可能な法及び関連する科学的及び事実的事情を考慮して衡平な境界線を画定するのは、ITLOSである。これらの事情には、ベンガル湾全体においてバングラデシュの『自然の延長』が存在することと、ミャンマー側には自然の延長がないことが、含まれる」。

405. これに対しミャンマーは、「裁判所は、200カイリを超える部分の大陸棚に対するバングラデシュの権原またはミャンマーの権原の問題を取り扱う必要はなく、これを取り上げることはできない」、と主張する。ミャンマーの見解では、「200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原とその範囲の判断は、境界画定に当たっての前提条件であって、大陸棚限界委員会（CLCS）がこれに関する決定的な役割を果たしている」、という。

* * *

406. 当裁判所は両国の権原を判断することができるのかまた判断すべきかという問題については、まず、200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原の概念と大陸棚の外側の限界の概念を区別する必要がある。

407. 海洋法条約76条8項の規定から明らかなように、200カイリを超える部分の大陸棚の限界を設定することができるのは、沿岸国のみである。この決定は一方的行為であるけれども、設定された限界が他国に対して対抗力を有するかどうかは、76条に定められた要件を満たしているかどうかによる。その要件としては、特に、沿岸国が200カイリを超える部分の大陸棚の限界に関する情報を大陸棚限界委員会に提出する義務を遵守していることと、これに関して同委員会

が関連の勧告を行ったこと、が挙げられる。沿岸国が委員会の勧告に基づいて限界を設定して初めて、その限界は「最終的なものとし、かつ、拘束力を有する」ものとなる。

408. 以上のことは、大陸棚に対する権原が何らかの手續要件に依存することを、意味しない。海洋法条約77条3項が規定するように、「大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない」。

409. 大陸棚に対する沿岸国の権原の存在は、権原の基礎つまり領土に対する主権が存在するという事実のみによる。その権原が存在するためには、大陸棚の外側の限界の設定を必要としない。海洋法条約77条3項は、権原の存在は沿岸国による大陸棚の外側の限界の設定に依存しないことを、確認している。

410. したがって、200カイリを超える部分の大陸棚の外側の限界が設定されていなくても、当裁判所が、大陸棚に対する権原の存在について判断してはならないとか、関係当事国の間の大陸棚の境界を画定してはならない、ということにはならない。

411. 当裁判所が海洋法条約76条を解釈することが適切かどうかについて考察するためには、本件事件において提起された問題の性質とこの規定が設置した大陸棚限界委員会の任務とを、慎重に考察しなくてはならない。この点に関して、この規定は法と科学の要素を含んでいることから、この規定を適切に解釈適用するためには、法と科学の両方の専門的知識が必要である。同委員会は、沿岸国からの延長要請に基づき76条を実施するに当たり生じる科学技術問題を検討するために、条約により与えられた勧告的任務を有する科学技術機関であるが、それに対し、当裁判所は、76条を含む海洋法条約規定を解釈適用する権限を有する。この権限に基づき、裁判所は、争いのない科学的資料を扱い、また鑑定人に意見を求めることができる。

412. 本件事件において、両当事国の間には、ベンガル湾の海底及びその下に関する科学的側面について見解の違いはない。両国の見解の違いは、条約76条の解釈について、特に、同条1項が規定する「自然の延長」の語の意味と、この1

項と沿岸国による大陸縁辺部の外縁の設定に関する同条4項の関係について、である。両国の間で、地質学的及び地形学的データに関して意見は一致しているが、本件事件におけるその法的な意義について意見が異なっている。

413. 200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原の問題は、基本的に、その性質上法的な問題であるから、当裁判所は、本件事件において、両国の権原を判断することができるし、判断すべきである。

414. 両国は200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原主張を行っているが、相互に他方の権原主張を争っている。したがって、両国によると、200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原主張は重複していない、ということになる。両国はいずれも、自国のみが200カイリを超える部分の大陸棚の全海域に対し権原を有する、と主張する。

415. 個別に見てみよう。バングラデシュは、海洋法条約76条に基づき、200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有する、と主張する。また、同国は、ミャンマーは200カイリを超えるベンガル湾には自然の延長を持たないからミャンマーは権原がない、という。したがって、両国の間には200カイリを超える部分の大陸棚について重複はなく、バングラデシュのみが、両国が権原主張する大陸棚に対し権原を持つ。したがって、ミャンマー海岸から海方向にある76条が規定する200カイリの「法的大陸棚」を越える海域には境界線は存在しない、という。

416. バングラデシュは、200カイリを超える部分の大陸棚に対する自国の権原について、次のように主張する。「バングラデシュが権原主張する外側部分の大陸棚は、バングラデシュの領土の自然の延長である、なぜなら、その海底は地質学的及び地形学的に連続している、特にこの海底の広大な堆積岩はGanges-Brahmaputra川水系により堆積したものであるからである」。このことを証明するため、バングラデシュは、当裁判所に対し、バングラデシュの陸塊及びベンガル湾の海底とその下との間の地質学的及び地形学的な連続性を示す科学的証拠を、提出した。また、堆積層の厚さに関するいわゆるGardiner定式（Gardiner formula）により確認される200カイリを超える部分の大陸棚に対する自国の権

原の範囲は、200カイリを十分に超えている、と主張した。

417. バングラデシュの主張によると、76条の定める自然延長の物理的基準が満たされていないため、ミャンマーは200カイリを超える部分の大陸棚に対して権原を持たない、という。この76条の規定は、海底とその下を領土と直接に関係づける地質学的な証拠を必要としている。ミャンマーの陸塊と200カイリを超える海底の間には「根本的な不連続性」があるとする圧倒的に強力で争う余地のない証拠がある。インドプレート (Indian Plate) とビルマプレート (Burma Plate) の間の構造プレート (tectonic plate) の境界線は、明らかに「海底の断絶または不連続」を構成しており、これは「2つの別個の大陸棚の限界を、つまり2つの別個の自然延長を、間違いなく示している」、という。

418. バングラデシュは、2009年7月23日付の国連事務総長宛て口上書で、「ミャンマーが大陸棚限界委員会に提出した延長要請において自国の大陸棚の一部であると推定されるとして権原主張した海域は、バングラデシュの自然の延長であり、したがってバングラデシュはミャンマーの権原主張について争う」、と述べた。バングラデシュは、同委員会に提出した2011年2月25日付の延長要請において、自国の立場を繰り返して次のように述べた。すなわち、バングラデシュは「外側部分の大陸棚の区域に対するミャンマーの権原主張について争う」、なぜならミャンマーが権原主張する海域は、「バングラデシュの自然の延長の一部を形成する」からである。

419. バングラデシュは、以上を要約して、次のように述べた。

「ビルマプレートとインドプレートを分ける重要な地質学的不連続性から考えると、ミャンマーは、200カイリを超える海域において大陸棚に対し権原を持たない。

バングラデシュは、バングラデシュとミャンマーが権原主張する200カイリを超える二国間の大陸棚区域全体に対し主権的権利を主張する権原を有する。

バングラデシュは、バングラデシュ、ミャンマー及びインドが権原主張する3国間の大陸棚区域に対して主権的権利を主張する権原を、ミャンマー

に対する関係においてのみ有する。」

420. これに対し、ミャンマーは、200カイリを超える部分の大陸棚に対しミャンマーが権原を持たないとするバングラデシュの主張を、否定する。ミャンマーは、科学的観点からバングラデシュの証拠に反論することはないが、ミャンマー海岸の正面にある海底において地質学的不連続性が存在することと本件とは、単純に無関係である、という。ミャンマーによると、200カイリを超える部分の大陸棚に対する沿岸国の権原は、「地質学的な自然延長の基準」には依存しない。この権原を決めるのは、海洋法条約76条4項に規定される大陸縁辺部の物理的範囲、つまり大陸縁辺部の外縁である、という。

421. ミャンマーは、大陸縁辺部の外縁をGardiner方式を用いて特定する。この方式は、海洋法条約76条4項(a)(i)に定められている。このように特定されるGardiner線は十分に200カイリを超えており、つまりこの線がミャンマーの大陸縁辺部の外縁である。したがって、同国は、本件事件において200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有する。そのため、同国は、条約76条8項に基づき、大陸棚限界委員会に自国の大陸棚の外側の限界の詳細を示した。

422. ミャンマーは、2011年3月31日付の国連事務総長宛て口上書で、次のように述べた。「バングラデシュは、国際海洋法に従って設定される基線から測定して200カイリを超える部分の大陸棚を有していない」、「大陸棚に対するバングラデシュの権利は、適法に設定された基線から測定して200カイリ限界にまで及ぶことはなく、したがって当然のことながら、この200カイリ限界を超えることもない」。

423. ミャンマーによると、バングラデシュは200カイリを超える部分の大陸棚を有していない、なぜなら「ミャンマーとバングラデシュの間の大陸棚の境界画定は、両国の基線から測定して200カイリの限界に至る前に終わっている。こういった状況においては、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定の問題は争訟性を失っており、裁判所がこれ以上検討する必要はない」、という。

(b) 自然延長の意味

424. バングラデシュは、200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原の問題について、ベンガル湾の地質構造発達 (geological evolution) とベンガル堆積システムとして知られるベンガル湾の地質学的特徴とを、相当の労力を用いて記述した。特に、インドプレート (このプレート上にベンガル堆積システムの全体が乗っている) が、近接するビルマプレート (ミャンマー海岸のすぐ近くにありこの海岸に沿って位置する) の下に潜り込み、スンダ沈み込み帯 (Sunda Subduction Zone) を作り出していることを、指摘する。バングラデシュによると、この沈み込み帯は、2つの別個の構造プレートの衝突を表すものであり、ベンガル湾における最も基本的な地質学的不連続性を示している、という。

425. これに対し、ミャンマーは、バングラデシュが当該海域について述べたこと及びバングラデシュが提出した科学的証拠について、争わなかった。しかし、ミャンマーは、これらの事実と証拠の本件事実との関連性について、異議を唱えた。すなわち、この点に関する両当事国の意見の違いは、本質的に、海洋法条約76条の解釈、特にその1項の規定する「自然の延長」の語の意味についてである、という。

426. これに反論して、バングラデシュは、76条1項の「その領土の自然の延長」は、沿岸国の陸塊と200カイリを超える部分の海底との間の地質学的及び地形学的連続性の必要を示している、と主張した。ミャンマーの場合のようにその連続性が存在しないときは、200カイリを超える部分に対し権原は存在しえない。バングラデシュの見解では、「200カイリを超えた自然の延長は、根本的に物理的な概念であり、地質学的証拠と地形学的証拠の両方により確証されなくてはならない」。つまり、自然の延長は、海底の地形学的特徴のみに基づくことはできず、適当地質学的基盤を有しなくてはならないのである。その文脈における「自然の延長」の語の通常の意味がこの解釈を支持することは、明らかである。バングラデシュによると、この解釈は国際裁判所の先例と共に大陸

棚限界委員会の科学技術指針とその実行によっても支持されている、という。

427. これに対し、ミャンマーは、自然延長の語についてのバングラデシュによる解釈を争った。ミャンマーによると、「国連海洋法条約76条1項が定める自然延長は、（200カイリを超える部分の）大陸棚に対する権原についての新規で独立した規準ではないし、そのように作られてもいない」、という。自然延長は、大陸棚を定義するという特定の文脈において用いられた法律用語であって、科学的な意味合いを持たない。条約76条1項の規定における決定概念は、自然延長ではなく「大陸縁辺部の外縁」であり、この概念は76条4項で定められている2つの定式により厳密に定義されている。ミャンマーの見解では、「国連海洋法条約76条4項は、76条全体の適用の大部分を決定づけており、この規定の鍵である」、という。この解釈は、大陸棚限界委員会の実行と共に、この規定の趣旨及び目的、準備作業により、確認される。この理由で、海底またはその下の堆積物の起源、堆積物の性質及び大陸を支える基盤構造（basement structure）または造構要素（tectonics）といった科学的な事実は、76条における大陸棚の権原の範囲の判断とは関連性がない、という。

* * *

428. さて、当裁判所は、「自然の延長」の語の意味についての両当事国間の見解の不一致に鑑み、海洋法条約76条1項で用いられているこの語をどのようにして解釈すべきかを検討しなくてはならない。76条は大陸棚を定義している。特に、その1項は大陸棚の範囲を定義し、2項以下はこれを詳細に定めている。1項は、次の規定である。

「1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から200海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から200海里の距離までのものをいう。」

429. 海洋法条約76条1項の定めるところに従い、沿岸国の大陸棚は、大陸縁辺

部の外縁に至るまでのものかまたは200カイリの距離までのものをいい、その外縁がどこにあるかに依存する。この規定は「自然の延長」の語に言及しているが、この文言から明らかなように、「大陸縁辺部の外縁」の観念は大陸棚の範囲を決めるための本質的要素である。

430. 海洋法条約76条の3項と4項は、この大陸縁辺部の外縁の観念を更に詳しく定めている。特に、4項は、特定の定式を導入して、沿岸国が大陸縁辺部の外縁を精確に設定できるようにしている。この規定は、次のように定める。

「4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

(i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線

(ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線

(b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。」

431. この76条4項は科学技術の専門的知識を必要とするものであり、この規定を適用することにより、沿岸国は、大陸縁辺部の外縁の精確な場所を同定することができる。

432. これと対照的に、76条1項が言及する自然延長の観念については、2項以下においても明確にされていない。北海大陸棚事件判決において初めて、大陸棚制度を支える基本的概念として自然延長への言及がなされたが、その後今に至るまで、定義づけされていない。

433. 第三次国連海洋法会議では、自然延長の観念は、大陸縁辺部に対する国家管轄権の拡張の傾向を支持するための概念として用いられた。

434. このように、76条の1項の自然延長の観念と4項の大陸縁辺部の観念は、密接に関係している。両者は同じ海域に言及している。

435. 更にまた、海洋法条約76条の主要な趣旨及び目的の1つは大陸棚の精確な外側の限界を定めることであり、更にその外側に深海底がある。したがって、当裁判所は、76条1項が定める自然延長が別個の独立した規準を構成して沿岸国が200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有するためにはその規準を満たさなくてはならない、という考えを受け入れることは難しいと考える。

436. 海洋法条約附属書Ⅱによると、大陸棚限界委員会が設置されたのは、特に、大陸棚の外側の限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討し、条約76条の規定に従って勧告を行うためである。同委員会は、この76条に基づき大陸棚の外側の限界の設定について沿岸国を支援するため、「科学的及び技術的ガイドライン」⁶⁾を採択した。同委員会は、76条4項に基づき、200カイリを超える権原の存在を判断するため、「従物性基準 (test of appurtenance) 」を適用する。このガイドラインは、次のように規定する。

「2.2.6項 委員会は、沿岸国が200カイリを超える部分の大陸棚の外側の限界を設定する権利を有するかどうかを判断するため、4項(a)の(i)と(ii) (定式線 (formulae lines) ⁷⁾と定義される。) の規定と4項(b)に含まれる規定を、常に用いなくてはならない。委員会は、上記2つの定式線のいずれか一

-
- 6) 訳者注：このガイドラインは、判決英文では、“Scientific and Technical Guidelines on the Limits of the Continental Shelf”（「大陸棚の限界に関する科学的及び技術的ガイドライン」と誤記されているが、正しくは、“Scientific and Technical Guidelines of the Commission on the Limits of the Continental Shelf”（「大陸棚限界委員会の科学的及び技術的ガイドライン」）である。ここでは、判決仏文の“Directives scientifiques et techniques”（「科学的及び技術的ガイドライン」）に合わせて訳出した。
- 7) 訳者注：このガイドラインは、「4つの規則に基づく複雑な定式 (formula) 」が大陸縁辺部の外縁の位置を定めると規定した上で (2.1.4項)、その4つの規則について次のように述べる。すなわち、海洋法条約76条4項(a)の(i)と(ii)の2つの規則が積極的規則 (affirmative rules, positive rules) であるとし、これを「定式 (formulae) 」と言い換え (2.1.4項)、同条5項が定める他の2つの規則が消極的規則 (negative rules) でありこれを「制約 (constraints) 」と言い換える (2.1.7項)。前者の2つの積極的規則により引かれた線が「定式線 (formulae lines) 」であり (2.1.6項、2.2.7項)、この線が2つの消極的規則により制限される (2.1.7項)、という仕組みである。結局のところ、「定式線」とは、条約76条4項(a)の(i)に基づき引かれた線と同(ii)に基づき引かれた線、を指す。

方を適用すると200カイリを超える線が作り出されるときは沿岸国が4項から10項の規定に含まれるその他のすべての規定を用いる権利を有することを、受け入れなければならない。

[...]

2.2.8項 従物性基準の定式化は、次の方法で定められる。

大陸斜面の脚部から60カイリの距離で引いた線若しくはある点における堆積岩の厚さが大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント以上であるような距離で引いた線のいずれかの線又は両方の線が領海の幅を測定するための基線から200カイリを超えて延びている場合には、沿岸国は、76条4項から10項までの規定が定めるところに従い、大陸棚の外側の限界を設定する権利を有する。」

437. これらの理由で、当裁判所の見解では、海洋法条約76条1項の自然延長の語は、大陸棚と大陸縁辺部を定義する2項以下の規定に照らして、理解すべきである。したがって、200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原は、76条4項の規定が定めるところに従い確認される大陸縁辺部の外縁を参照して、判断すべきである。これ以外の方法による解釈は、76条の規定からもその趣旨及び目的からも、認められない。

438. したがって、ビルマプレートとインドプレートを分ける重要な地質学的不連続性を理由にミャンマーは200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を持たないとするバングラデシュの主張は、受け入れることができない。

(c) 権原の有無の判断

439. 必ずしもすべての海岸が、200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原を作り出すわけではない。また、大陸棚限界委員会が勧告を行った事例には、同委員会の見解によると、沿岸国の延長要請に含まれている区域の全部または一部に深海底の一部が含まれているという事実に基づいて勧告が行われたものもある。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

440. 本件事件において、ミャンマーは、200カイリ内の境界画定によりバングラデシュの大陸棚が影響を受けないときはバングラデシュの大陸棚は200カイリを超えて延びることになる、ということを否定しなかった。

441. 一方、バングラデシュは、ミャンマー海岸の沖合に大陸縁辺部があることを否定しなかったが、海洋法条約76条の解釈に基づいて、大陸縁辺部は海岸から50カイリを超えて自然延長を有さない、と主張した。

442. さて、当裁判所の見るところ、この問題は、大陸縁辺部を構成するものについての両当事国の意見の違いにある。

443. 大陸棚限界委員会に両国が提出した延長要請には海域の重複が見られるけれども、当裁判所は、裁判所自身が当該海域に大陸縁辺部が存在するかどうか強い不確実性があると結論づけるときは、200カイリを超える部分の区域の境界画定を行うことに躊躇するであろう。

444. この点について、第三次国連海洋法会議での交渉において認識されていたように、ベンガル湾は特異な状況を呈している。本件裁判でバングラデシュが提出した鑑定人報告書（ミャンマーはこれに異議を唱えなかった）が確認したように、ベンガル湾の海底は、ヒマラヤ山脈とチベット高原に由来する厚さ14～22キロメートルの堆積物の厚い層で覆われており、これは数千年かけてベンガル湾に堆積したものである（Joseph R. Curray, “The Bengal Depositional System: The Bengal Basin and the Bay of Bengal”（「ベンガル堆積システム：ベンガル海盆とベンガル湾」）、2010年6月23日付；Joseph R. Curray, “Comments on the Myanmar Counter-Memorial, 1 December 2010”（「2010年12月1日付ミャンマー答弁書に関するコメント」）、2011年3月8日付；Hermann Kudrass, “Elements of Geological Continuity and Discontinuity in the Bay of Bengal: From the Coast to the Deep Sea”（「ベンガル湾における地質的な連続性と不連続性の諸要素：海岸から深海まで」）、2011年3月8日付、を見よ）。

445. 大陸棚限界委員会に両国が提出した延長要請において、200カイリを超えて延びている大陸縁辺部に対する両国の権原が海洋法条約76条4項(a)(i)が定める定式（formula）に従って堆積岩の厚さに大きく依存することを示すデータを

含めているのは、現実に、堆積岩の厚い層がバングラデシュとミャンマーに属する海域を含むベンガル湾の海底全体を覆っているからである。

446. 当裁判所は、ベンガル湾の特異な性質に関する争いがない科学的証拠と本件裁判において提出された情報を考慮して、堆積岩の連続した重要な層がミャンマーの海岸から200カイリを超える区域にまで延びている、と判断する。

447. 次に、海洋法条約76条の解釈及び適用における堆積岩の起源の重要性に、目を向ける。当裁判所の見るところ、条約76条の文言は、大陸縁辺部の堆積岩の地質学的起源は、大陸棚に対する権原の問題と関係があるとか、国が大陸棚に対して権原が与えられているかどうかの判断のための決定規準を構成するといった見解を、支持していない。

448. ミャンマーは200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を持たないとするバングラデシュの主張は、説得力を持たない。本件事件において提出された科学的データと分析内容(争われていない)は、ミャンマーの大陸棚が条約76条において200カイリに限定されることを確認しておらず、むしろその逆のことを示している。

449. したがって、当裁判所は、バングラデシュとミャンマーの両国とも200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有する、と結論づける。大陸棚限界委員会に提出したバングラデシュとミャンマーの延長要請は、明らかに、本件裁判で争われている海域において両国の権原が重複していることを示している。

(3) 200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定

450. 200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に移る。まず、適用可能な法と境界画定方法の問題を取り上げよう。

451. この文脈において、当裁判所は両当事国に対し、次の質問を示した。「当裁判所が200カイリを超える部分の大陸棚の境界を画定する管轄権を有するかどうかの問題を害することなく、両当事国は、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関して何らかの見解を述べる予定があるか」。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

452. この質問に対し、バングラデシュは、海洋法条約83条は200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定と200カイリ内の境界画定を区別していない、と指摘する。いずれの境界画定も、その目的は衡平な解決を達成することである。この文脈において、それぞれの境界画定方法の利点が何かは事案ごとに判断されるしかない、という。

453. 他方、ミャンマーは、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定のための規則と方法は、200カイリ内での境界画定の場合と同じである、と主張する。ミャンマーによると、「（200カイリ内とその外のそれぞれの）海域において適用される境界画定の規則において、国連海洋法条約上も慣習国際法上も、わずかな違いをも示唆するようなものはない」、という。

454. さて、当裁判所の見るところ、海洋法条約83条は、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間の大陸棚の境界画定を扱っているが、海域について特段の制限を設けていない。この規定は、条約76条1項に規定する限界を参照していない。したがって、83条は、200カイリ内とその外の大陸棚の境界画定に、等しく適用される。

455. 当裁判所の見解では、200カイリを超える部分の大陸棚について本件事件において用いられる境界画定方法は、200カイリ内の方法とは異ならないというべきである。したがって、等距離／関連事情方式が、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に、引き続き適用される。この方式は、排他的経済水域と大陸棚の両方についての主権的権利と管轄権の基礎は領土に対する主権である、という認識に由来する。このことは、これらの権利の目的及びその範囲の問題とは区別しなくてはならない。この問題は、これらの権利が適用される海域の性質または条約57条と76条が定める最大幅の限界の性質に関わるものであるからである。これに関して、この方式は、一方の当事国の海岸が著しく凹んだ地形である場合に等距離線により生じる切り離し効果の問題（前述290項～291項を見よ）を、200カイリを超える部分の大陸棚について解決できるし、本件事件において解決するものである。

456. したがって、当裁判所は、本件事件の特定の文脈における関連事情の問題

を再び検討することとする。

457. バングラデシュの主張によると、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定における関連事情は、海底とその下の地質学的特徴 (geology) と地形学的特徴 (geomorphology) を含む。その理由は、200カイリを超える部分に対する権原は自然延長に完全に依存するのに対し、200カイリ内においては、その権原は海岸からの距離に基づくからである。200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原は、領土とベンガル湾の海底全体との間の地質学的連続性及び地形学的連続性に「堅固に依って立つ」。ミャンマーは「せいぜいのところ、その陸塊と外側部分の大陸棚との間の地形学的連続性のみを有するに過ぎない」。したがって、バングラデシュの見解では、「83条に合致する衡平な境界画定において当然に十分に考慮しなくてはならないことは、バングラデシュはベンガル湾に対し極めて自然な延長を有していること、及び、ミャンマーは200カイリを超えた自然の延長をほとんどあるいは全く有しないこと、である」、という。

458. バングラデシュが示した別の関連事情は、「バングラデシュの凹状の海岸が引き続き有する効果と、ミャンマーの等距離線あるいはその他の等距離線が作り出す切り離し効果」であった。バングラデシュによると「等距離線(あるいは修正された等距離線であっても)、凹状の海岸から遠ざかれば遠ざかるほど、その海岸を益々切り離し、バングラデシュ海岸に面する楔形の海域を一層狭めていくことになる」、という。

459. これに対し、ミャンマーは、バングラデシュの大陸棚は200カイリを超えて延びてはいないという立場であるため、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定に関する関連事情の存在について、主張を行っていない。ただし、ミャンマーは、200カイリ内の大陸棚の境界画定の文脈で、暫定等距離線の移動を必要とするような関連事情はない、と述べていた。

460. さて、当裁判所の見解では、バングラデシュによる「極めて自然な延長」の主張は、本件事件には関係ない。すでに示したように、自然延長は権原のための独立の基礎ではなく、これは、海洋法条約76条の2項以下の規定、特にその4項の規定の文脈で解釈すべきである。両当事国はいずれも、76条に基づき200

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

カイリを超える部分の大陸棚に対する権原を有しており、両国の権原は重複している。したがって、仮にミャンマーが200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を持つとされたとしてもバングラデシュは紛争海域の大部分は「極めて自然な延長」であるからその海域について権原を有する、というバングラデシュの主張を、当裁判所は受け入れることができない。

・境界画定線

461. バングラデシュ海岸の凹状地形は200カイリを超える部分の排他的経済水域と大陸棚の境界を画定するための関連事情であるから、当裁判所は、この関連事情は200カイリを超えて引き続き効果を有する、と判断する。

462. したがって、当裁判所は、両当事国間の200カイリ内の排他的経済水域と大陸棚の両方の境界を画定する調整された等距離線は、前述337項～340項で述べたように、バングラデシュの200カイリ限界を超えて同一方向に第三国の権利が影響を受ける海域に至るまで続く、と決定する。

(4) 「灰色海域」

463. ところで、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定によって、バングラデシュの海岸から200カイリを超えるがミャンマーの海岸から200カイリ内にあり、しかしその境界画定線のバングラデシュ側に位置する、限定された範囲の海域が作り出されている。

464. このような海域が生じるのは、境界画定線が等距離線でない場合であって、かつ、その境界画定線が、ある国の排他的経済水域の外側の限界を越えて別の国の排他的経済水域の外側の限界にまで至る場合、である。本件事件においては、両当事国が「灰色海域（grey area）」と呼ぶこの海域は、大陸棚の境界画定のために用いられた調整された等距離線が、バングラデシュから200カイリを超えてミャンマーから200カイリの地点に至るまで続いた場合に、生じる。

465. 両当事国は、上述の「灰色海域」の地位と扱いについて、意見が異なる。バングラデシュは、この問題が生じることが等距離線を固守する理由にはならないし、大陸棚より排他的経済水域に優位性を与えたり、ミャンマーにこの灰色海域の上部水域⁸⁾に対する権利を割り当ててバングラデシュに大陸棚の権利を割り当てたりすることで、解決できるものではない、という。

466. バングラデシュは、海洋法条約の規定には、ある国の200カイリ内の権原が200カイリを超える部分の大陸棚における別の国の権原に当然に優位すると結論づけるような文言上の根拠はない、と主張する。バングラデシュによると、本来ならある国(A国)が海洋法条約76条に基づき200カイリを超える部分の大陸棚を有するべきところ、その国の排他的経済水域の外側の限界に別の国(B国)の排他的経済水域の「小片(sliver)」が存在すると、法の作用によって前者の国(A国)が200カイリを超える部分の大陸棚を失うことになる、という考えを支持することは不可能である、という。バングラデシュは、次に述べることは本件には該当しえない、と主張した。

「国が、200カイリを超える部分の大陸棚において明白かつ争いのない潜在的権原を有するとき、その国がその権原に到達することを永久に妨げるのは、地理的偶然のみである。その地理的偶然とは、大陸棚のその部分が凹状地形の中に位置していること、及び、潜在的な排他的経済水域の楔型の小片が大陸棚のその部分を外側部分の大陸棚から分離していること、である。」

467. バングラデシュの見解では、この上部水域に対する権利と大陸棚に対する権利とを区別するような海洋法条約の文言上の根拠はなく、両権利を区別する

8) 訳者注：国連海洋法条約は、排他的経済水域の上部の水域に“waters superjacent”の語を用い(56条1項(a)ほか)、200カイリを超える海域の上部の水域に“water column”の語を用いている(257条)。公定訳は、前者が「上部水域」であり、後者は「水域(海底及びその下を除く。)」である。56条1項(a)の規定の「海底の上部水域並びに海底及びその下」という表現と比較して明らかのように、両水域は、EEZか否かの違いを除くと、海洋の同じ部分を指している。ここでは、両者のその点の違いに留意しつつ、訳語の簡潔さと分かりやすさを優先して、同じ「上部水域」の語を用いた。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

という解決方法では大きな実際的不都合をもたらす恐れがある、という。同国は、「この理由で、国際裁判所はこの問題を全力で回避してきたし、これまで国家実行において排他的経済水域の帰属先と大陸棚の帰属先を異なる国にすることは、ほとんどなかった」、という。

468. これに対し、ミャンマーは、「バングラデシュ海岸から200カイリを超えて延びている大陸棚の区域をバングラデシュに割り当てることは、200カイリ内のEEZと大陸棚に対するミャンマーの権利に優越させることになる」、と主張する。ミャンマーが海洋法条約77条に基づき200カイリ内の大陸棚に関して自動的に主権的権利を享有しているにも関わらず、またミャンマーが200カイリまで排他的経済水域を拡張する権利を有しているにも関わらず、バングラデシュが200カイリを超える部分の大陸棚に対してあまりに仮定的な権原主張を行うことは、海洋法条約にも国際実行にも反することになる、という。

469. ミャンマーは、また、バルバドスとトリニダード・トバゴの間の事件において、仲裁裁判所は、トリニダード・トバゴの200カイリ限界を海洋境界線の終点とし、同国は200カイリを超える部分の大陸棚には到達しないことを明確にした、と指摘する。したがって、ミャンマーの見解では、「200カイリを超える部分における境界画定は、ミャンマーが有する争いない権利を侵害することが避けられない」。したがって、このような境界画定により、バングラデシュは200カイリを超える部分の大陸棚に対して何ら権利を持たない、という。

470. ミャンマーは、バングラデシュが主張する解決方法は支持できないけれども、「灰色海域」の問題は本件事件では生じない、なぜなら衡平な境界画定は、200カイリを超える部分には及ばないからである、と結論づけた。

* * *

471. さて、バングラデシュから200カイリを超える場所にあるがミャンマーの200カイリ内にある海域を画定する境界は、両当事国の大陸棚を画定する境界である。というのは、この海域において、両国のみの大陸棚が重複しているからである。両国の排他的経済水域の境界画定の問題は、この水域が重複していないので、生じない。

472. この灰色海域は、境界を画定することによって生じる。いかなる境界画定も、複雑な法的及び実際の問題(例えば、境界をまたいで存在する資源に関する問題)を生じさせることがある。こういった場合において、諸国が、境界画定から生じる諸問題を扱う協定あるいは協力取決めを締結することは、珍しいことではない。

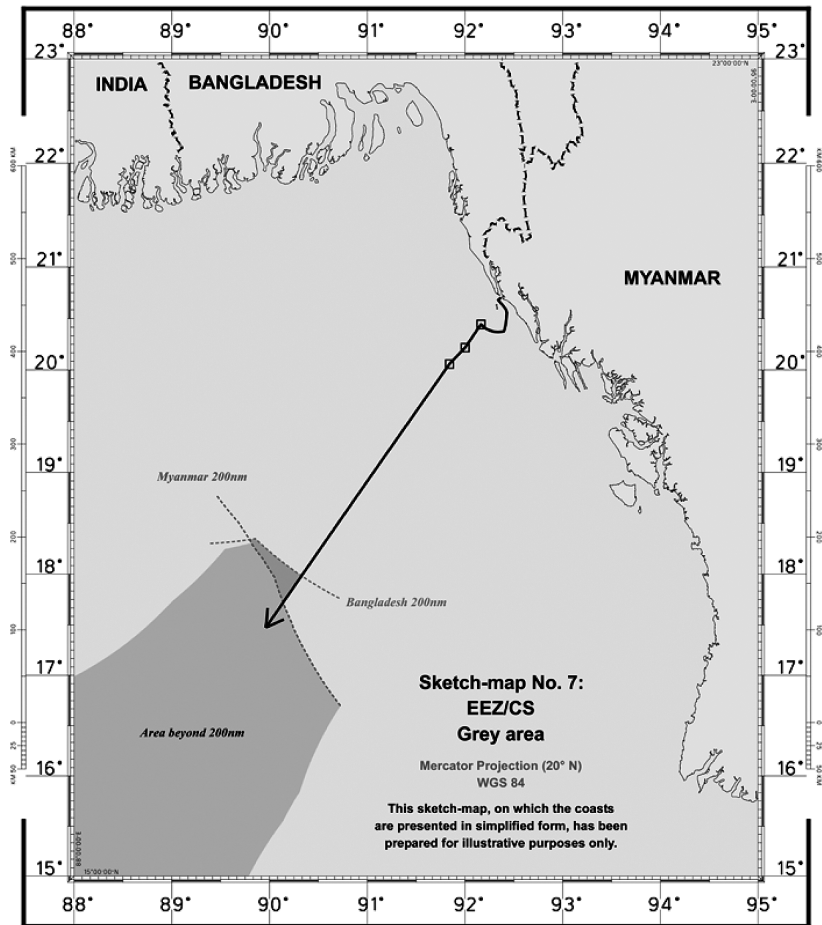
473. 海洋法条約56条3項は、排他的経済水域の海底及びその下についての沿岸国の権利は条約第6部の規定により行使する、と規定する。この第6部には、83条が含まれている。また、68条は、排他的経済水域に関する第5部の規定は77条に規定する大陸棚の定着性の種族については適用しない、と定めている。

474. したがって、バングラデシュの排他的経済水域を越える海域であってかつミャンマーの排他的経済水域の限界内にある海域においては、海洋境界線は、大陸棚の海底及びその下に関する両当事国の権利について境界画定するが、排他的経済水域のその部分以外に関するミャンマーの権利、特にその上部水域についての権利を、制限するものではない。

475. これに関していうと、大陸棚の法制度は、常に、同一の海域において他の法制度と共存している。当初は公海の法制度がそれであり、沿岸国以外の国は公海自由を行使することができた。海洋法条約においては、海洋境界画定の結果、他国の排他的経済水域の権利と競合することもある。この場合、条約の56条、58条、78条、79条その他の規定に反映された原則に従い、それぞれの沿岸国は、自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、他方の沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならない。

476. 両当事国がこのような義務の履行を確保するための方法はたくさんあり、例えば特別の協定を締結するとか、適当な協力の仕組みを設けるといった方法がある。このために適当と考える手段を決めるのは、両国である。

地図7：排他的経済水域と大陸棚 — 灰色海域



X. 不均衡性の基準

477. ここから、前述240項で示した境界画定過程の第三段階に入る。ここでは、まず、関連のある海域、つまりこの境界画定に関連のある両当事国の権原が重複する海域がどこか、を決める。この点について、関連のある海岸ないし関連のある海域の測定において、数学的な精確さは必要でない。

478. バングラデシュは、関連海域は、「[両当事国の] 海岸に面して200カイリまで延びている」海域を含む、と主張する。

479. バングラデシュは、自国が考える関連海域の範囲は、両当事国の海岸に面する陸地側の海域を含まないとしつつ、仮にこれらが含まれるとしても、その海域は均衡性の計算において大きな違いをもたらさない、という。

480. バングラデシュは、この関連海域を決めるに当たり、第三国が権原主張している海域を除外する。「第三国の積極的な権原主張の対象である海域がバングラデシュに帰属するのは、正しくない」。同国は、「均衡性の計算においてこれらの海域を含めると、数値に大きな影響を及ぼし、現実を歪めることになる」、と警告する。したがって、インドが権原主張する「インド側」の海域は本件事件において関連しない、と主張する。

481. 更に、バングラデシュは、「Bhiff岬とNegrais岬の間のミャンマー海岸の沖合にある海域を関連海域として扱うのは、適当ではない。[...] 関連のない海岸に隣接する海域を関連海域とみなすことは、不適當である」、と主張する。

482. バングラデシュによると、関連海域の面積は、17万5,326.8平方キロメートルである。同国は、海岸線の長さについての別の計算に基づいて、関連海域の面積を25万2,500平方キロメートルとする数値も示している。

483. これに対し、ミャンマーは、関連海域は、両国の関連海岸とその関連海岸の投影海域であって両国で重複する部分とに、依存するという。同国は、関連海域について次のように記述した。

- (i) 北方向と東方向については、バングラデシュの関連海岸からのすべての投影海域。ただし、バングラデシュの海岸が互いに面する海域（第2区分と第

3区分に挟まれた三角形の部分）を除く。

(ii) 東方向と南方向については、ミャンマーのRakhine海岸（Arakan海岸）からのすべての投影海域であって、これらの投影海域がバングラデシュの投影海域と重複する部分。

(iii) 西方向については、これらの投影海域は、両投影海域が重複する地点までの部分。

484. ミャンマーは、バングラデシュが示した関連海域は正しくない、と主張する。同国は、事実上「関連海域は、バングラデシュの関連海岸の投影海域とミャンマーの関連海岸の投影海域から作られる海域により構成される」、という。

485. ミャンマーは、2つの争点について両当事国の意見が異なる、という。1つは、インドが権原主張しているインド側にある関連海域の正確な範囲に関係する。もう1つは、Rakhine海岸南部の関連性に関係する。

486. ミャンマーは、インドが権原主張しているインド側にある海域は本件には関連しないとするバングラデシュの主張には、同意しない。ミャンマーによると、バングラデシュは、これらの海域を含めないことにより1万1,000平方キロメートル以上の海域を除外しているだけではない。不安定で法的にも事実上も確証されていないような第三国の権原主張に、バングラデシュとミャンマーの間の境界画定を依拠させてしまっている。この理由で、ミャンマーは、これらの海域は、バングラデシュ海岸とインド海岸の間の等距離線までは関連海域に含まれるべきである、という。

487. ミャンマーはまた、バングラデシュはNegrais岬に至るまでのRakhine海岸南部を考慮していない、と主張する。ミャンマーは、「この部分の海岸は、関連のある海岸である。その投影海域は、バングラデシュ海岸の投影海域と重複する」、と述べる。

488. ミャンマーによると、この関連海域の面積は「総計23万6,539平方キロメートル」である、と主張する。ただし、口頭弁論において、ミャンマーはこの数値を約21万4,300平方キロメートルと述べている。

* * *

489. さて、バングラデシュとミャンマーの間の排他的経済水域と大陸棚の境界画定を行うための関連海域は、両国の関連海岸の投影海域から生じるものである。

490. 両国は、関連海域の境界画定に関して、2点について意見が異なっている。1つは、Negrais岬までのRakhine海岸南部に関係する南部海域を関連海域に含めるかどうかであり、もう1つは、北西区域の関連海域の正確な範囲について、である。

491. 第一の問題について、当裁判所はすでに、Bhiff岬からNegrais岬に至るまでのミャンマー海岸の区分は関連海岸の計算に含まれるべきである、と認定した。したがって、Negrais岬までの南部海域は、不均衡性基準の適用上、関連海域の計算に含めなければならない。この関連海域の南側の限界は、Negrais岬から西方向の平行線で区切られることになろう。

492. 重複している海域の北西部分についていうと、この部分は不均衡性基準の適用上、関連海域に含むべきである、と認定する。

493. これに関して、両当事国に割り当てられている海域についての何らかの不均衡性を判断するに当たり、関連海域は、本件事件の当事国の権原が重複する海域を含むべきである、と考える。

494. 第三国が同じ海域について権原主張する可能性があるという点については、このことが、不均衡性基準の適用に当たり関連海域に含めることを妨げるものではない。関連海域に含めても、第三国の権利に影響を及ぼすことはないからである。

495. 当裁判所は、関連海域の認定に当たり、関連海域の西側の限界は、地点B2から真南に引いた直線により区切られる、と決定する。

496. したがって、関連海域の面積は約28万3,471平方キロメートルである、と計算される。

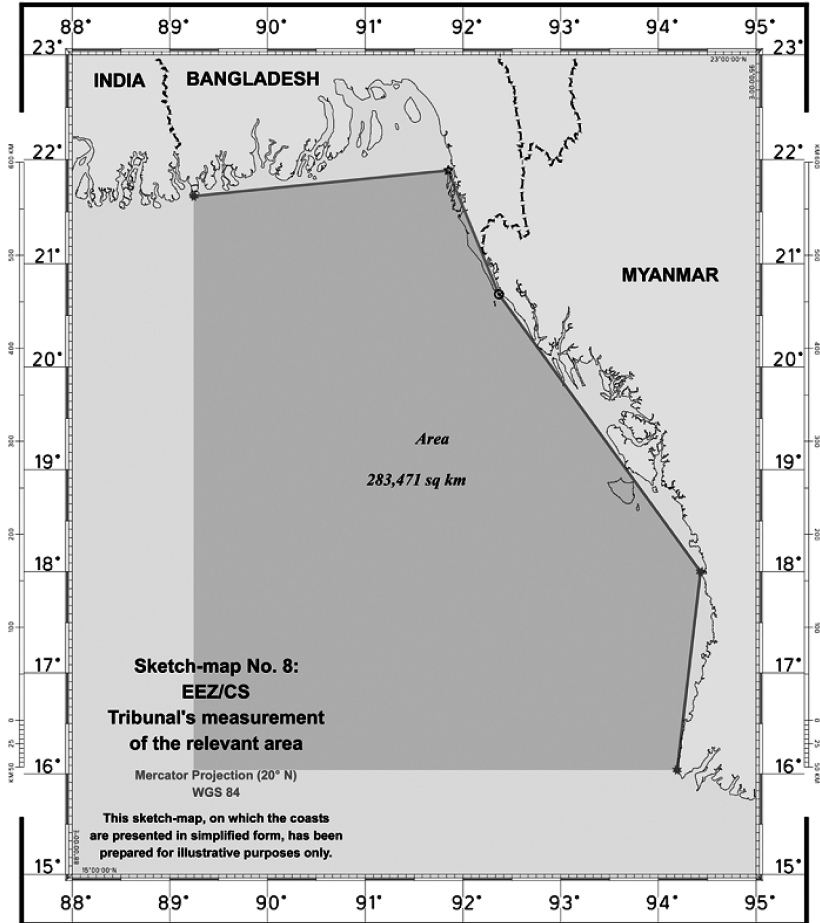
497. 次に、調整された等距離線が、両当事国の海岸線の長さの比と両国に割り当てられた関連海域の面積の比とを参照して著しい不均衡を引き起こしているかどうかを、検討しよう。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

498. バングラデシュの関連海岸の長さは、前述202項で示したように、413キロメートルであり、ミャンマーの関連海岸の長さは、前述204項で示したように、587キロメートルである。両国の関連海岸の長さの比は、バングラデシュ対ミャンマーで、1対1.42、である。

499. 調整された境界画定線（前述337項～340項を見よ）は、バングラデシュに約11万1,631平方キロメートルの関連海域を、ミャンマーに約17万1,832平方キロメートルの関連海域を、割り当てている。割り当てられた海域の面積の比は、バングラデシュ対ミャンマーで、約1対1.54、である。当裁判所は、この比は、両国の海岸の長さと比較して、両国への海域の割り当てに当たり著しい不均衡をもたらしてはならず、したがって、衡平な解決を確保するために、調整された等距離線を移動させる必要はない、と判断する。

地図8：排他的経済水域と大陸棚 — 裁判所による関連海域の計測



XI. 境界画定線の設定

500. 本判決で用いるすべての経緯度と方位は、WGS 84に依って、測地原子として示されている。

501. 両当事国の間の領海についての境界画定線は、次の経緯度と測地線で結ばれる地点1、地点2、地点3、地点4、地点5、地点6、地点7及び地点8により、定められる。

地点1：北緯20度42分15秒8、西経92度22分07秒2

地点2：北緯20度40分45秒0、西経92度20分29秒0

地点3：北緯20度39分51秒0、西経92度21分11秒5

地点4：北緯20度37分13秒5、西経92度23分42秒3

地点5：北緯20度35分26秒7、西経92度24分58秒5

地点6：北緯20度33分17秒8、西経92度25分46秒0

地点7：北緯20度26分11秒3、西経92度24分52秒4

地点8：北緯20度22分46秒1、西経92度24分09秒1

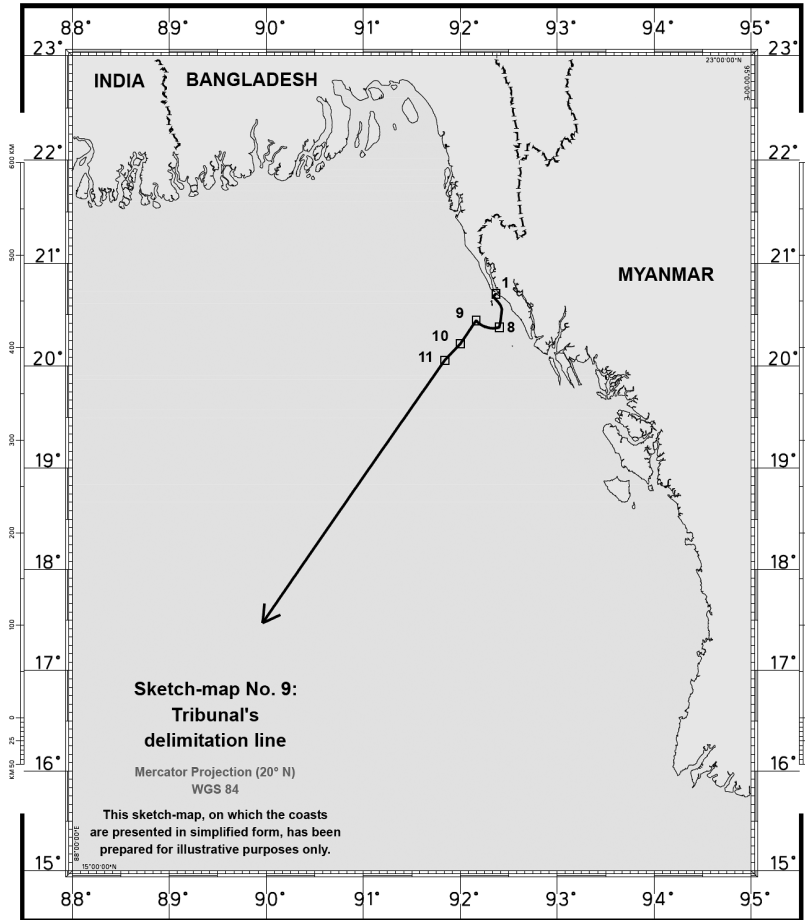
502. 地点8から先の単一海洋境界線は、St. Martin's島周辺の領海12カイリの円弧に沿って北西方向に向かい、両国の排他的経済水域及び大陸棚の境界画定線と交差する地点9（北緯20度26分39秒2、西経92度09分50秒7）に至るまで、である。

503. 地点9から先の単一海洋境界線は、地点10（北緯20度13分06秒3、西経92度00分07秒6）に至るまでの測地線に従う。

504. 地点10から先の単一海洋境界線は、地点11（北緯20度03分32秒0、西経91度50分31秒8）に至るまでの測地線に従う。

505. 地点11から先の単一海洋境界線は、方位角215度の方向に向かう測地線として、第三国の権利が影響を受ける海域に至るまで、続く。

地図9：裁判所による境界画定線



Ⅹ. 主文

506. 以上の理由で、

当裁判所は、

(1) 全員一致で、

当裁判所は両当事国の間の領海、排他的経済水域及び大陸棚の海洋境界を画定する管轄権を有する、と認定する。

(2) 賛成21、反対1で、

大陸棚に関する裁判所の管轄権は200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定を含む、と認定する。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、COT、
LUCKY、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、
BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK各裁判官；MENSAH、OXMAN各特
任裁判官

反対：NDIAYE裁判官

(3) 賛成20、反対2で、

領海の境界画定に関して、国連海洋法条約15条の意味における両当事国間の合意はない、と認定する。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、NDIAYE、
COT、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、GOLITSYN、
PAIK各裁判官；MENSAH、OXMAN各特任裁判官

反対：LUCKY、BOUGUETAIA各裁判官

(4) 賛成21、反対1で、

単一の海洋境界線は、1966年に両当事国が合意した通り、地点1(測地点として、世界測地系1984(WGS 84)で北緯20度42分15秒8、西経92度22分07秒2)から始まり、地点2(北緯20度40分45秒0、西経92度20分29秒0)に至るまでの測地線に従う。地点2から先の単一海洋境界線は、St. Martin's島とミャンマーの間の等距離の地点を結んだ測地線の区分により形成される中間線に従い、地点8(北緯20度22分46秒1、西経92度24分09秒1)にまで至る。地点8から先の単一海洋境界線は、St. Martin's島周辺の領海12カイリ円弧に沿って北西方向に向かい、両国の排他的経済水域及び大陸棚の境界画定線と交差する地点9(北緯20度26分39秒2、西経92度09分50秒7)に至るまで、である

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、NDIAYE、COT、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK各裁判官；MENSAH、OXMAN各特任裁判官

反対：LUCKY裁判官

(5) 賛成21、反対1で、

地点9から先の単一海洋境界線は、地点10(北緯20度13分06秒3、西経92度00分07秒6)に至るまでの測地線に従い、地点10から先は、地点11(北緯20度03分32秒0、西経91度50分31秒8)に至るまで別の測地線に従う。地点11から先の単一海洋境界線は、方位角215度の方向に向かう測地線として、バングラデシュの領海の幅を測定するための基線から測定して200カイリの地点に至るまで続く、と決定する。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、NDIAYE、COT、PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、BOUGUETAIA、GOLITSYN、PAIK各裁判官；MENSAH、OXMAN各特任裁判官

反対：LUCKY裁判官

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

(6) 賛成19、反対3で、

200カイリ限界を超える海域について、海洋境界線は、判決主文5項に示したように、地点11から方位角215度の方向に向かう測地線に沿って、第三国の権利が影響を受ける海域に至るまで続く、と決定する。

賛成：JESUS所長；TÜRK次長；MAROTTA RANGEL、YANKOV、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、TREVES、COT、
PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、BOUGUETAIA、
GOLITSYN、PAIK各裁判官；MENSAH、OXMAN各特任裁判官

反対：NDIAYE、LUCKY、GAO各裁判官

この判決は、2012年3月14日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置く、他の2部をそれぞれバングラデシュ人民共和国政府とミャンマー連邦共和国政府に送付する。

(Jesus国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Nelson、Chandrasekhara Rao及びCot各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に共同宣言を付した。Wolfrum及びTrevés各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、それぞれ本判決に宣言を付した。Mensah及びOxman各特任裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に共同宣言を付した。Ndiaye、Cot及びGao各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、それぞれ本判決に個別意見を付した。Lucky裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に反対意見を付した。)

Wolfrum裁判官の宣言

私は判決に賛成票を投じたが、判決の理由づけの部分を補足し、解釈しあるいは強調するため若干のコメントを付け加える必要があると思う。それは、両国の大陸棚と排他的経済水域の境界画定に用いられた方法と、境界画定における島の扱いについて、である。ただ、その前に、本判決が海域の境界画定における国際裁判所の現在の判例法に与えた関連性について、述べておきたい。

判例法について、海洋法裁判所は、判決184項で「ICJ規程38条が言及する国際裁判所の判決もまた、海洋法条約の74条と83条に基づく海洋境界画定に適用のある法の内容を判断するに当たり、特に重要である」、と述べている。同じ項で、裁判所は、2006年4月11日の仲裁判決の一節を確認している。「この60年間に著しく発展してきた事項において、裁判判決と共に慣習法もまた、境界画定の過程に適用される考慮要素を明確にするのに有用な特別の役割を果たしている」。

しかし、これらの言説つまり海洋法裁判所の言説と仲裁裁判所の言説は、同一ではないしまたその意味もそれほど明確でない。文言だけで見るなら、これらの言明は判例法に異なる役割を与えている。すなわち、海洋法裁判所によるなら判例法は適用のある法を同定するための手段であるように思われるのに対し、仲裁裁判所は判例法を国際法の独立した法源であると考えているように思われるのである。

ICJ規程38条によると、国際裁判所の判決は、適用のある国際法の法源を同定するための手段である。この規定が、国際判例法が果たしている役割と大陸棚と排他的経済水域の境界画定において果たしているとされる役割とを適切に示しているか、疑問である。

国際裁判所の判例法は、大陸棚と排他的経済水域の境界画定に関連する慣習法規則と条約規則を同定するための手段に留まるものではない。このことは、海洋法裁判所も述べた通りである。私の見るところ、国際裁判所は、海洋境界

画定に関して、「法形成機能」を行使している。この機能は、海洋法条約74条と83条が予定しているものでありこれらの規定により適法とされる。この文脈において述べておきたいが、海洋法条約287条は、同条約を解釈する任務と責任を3つの機関に与えており、その枠組みにおいて条約を漸進的に発達させる任務と責任も与えている。この規定は、これら3機関に、分断（fragmentation）を避けるためにそれぞれの法理（jurisprudence）を調和するよう求めている。特に海域の境界画定についてそうである。

第三次国連海洋法会議は、領海の境界画定の場合と異なり、大陸棚と排他的経済水域の境界画定の方法について、合意できなかつた。したがって、この会議は、境界画定の任務を、関係沿岸国と、これらの国が合意できなかつた場合には司法的紛争解決に、委ねたのである。その意味で、境界画定に相応しい方法を発展させることは、（紛争の解決が求められた場合には）国際裁判所の任務であるし、責任ですらある。国際裁判所は、これを行うにあたっての指針として、最終的な目的が与えられている。すなわち、選択される方法は衡平な結果を導くことができるものであること、そして、その境界画定の過程において衡平な結果が達成されること、である。このことは本判決で述べられている（235項）。国際裁判所が考慮すべき別の目的は、この境界画定の全過程の透明性と予測可能性を提供することである。国際判例法の蓄積は、国際判例既得事項（*acquis judiciaire*）⁹⁾を構成し、海洋法条約74条と83条に読み込まれるべき

9) 訳者注：この“*acquis judiciaire*”の語は、これまで国際法の分野において用いられておらず、Wolfrum裁判官がこの宣言で初めて用いたと言われる。この語は、EU/EC法における、“*acquis communautaire*”（「アキ・コミュニテール」と訳されることが多く、「共同体既得事項」と訳す立場（中西優美子）もあるが、定訳はない）から作られたとされる。同裁判官が裁判所長を務めた2014年のベンガル湾海洋境界画定事件（バングラデシュ/インド）国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所判決でも、本判決の同裁判官宣言のこの部分とほぼ同じ記述があり（2014年判決339項）、大陸棚・EEZの境界画定においてこの“*acquis judiciaire*”の語がにわかに注目されるようになっている。

ただ、EC/EUの法体系の総称を指す“*acquis communautaire*”とはかなり意味合いが異なり、この“*acquis judiciaire*”は、文脈からは要するに海洋境界画定に関する判例法ということではかない。同裁判官が判例法の語を用いずこの語を

国際法の法源である。この法の特徴は、静態的であることではなく、関係する国際裁判所により漸進的発達に開かれていることである。これら国際裁判所の責任は、この国際判例既得事項の枠組みに留まって境界画定事件を判断することだけではなく、この国際判例既得事項の漸進的発達を提供することでもある。裁判所は、新たな科学的知見を考慮して、この国際判例既得事項を一層発展させるよう、求められている。

海洋境界画定に関する国際判例既得事項の漸進的発達について、私は、海洋法裁判所はもっと期待に応えることができたとすべくであった、と思う。

海洋法裁判所は、境界画定過程において、特に島の問題に直面した。裁判所は、「島に与えられる効果は、地理的現実と特定の事案の事情に依存する」とし、この点に関する一般規則はない、と述べた。それぞれの事案は特異なものであり、特別の扱いを必要とし、その最終的な目標は衡平であるような解決に到達することである(判決317項)。この言説は、何ら意味ある指針を示していない。地理的地形を考慮しなくてはならないということは、自明なことであって、達成される結果は衡平でなくてはならないということも、自明なことである。しかし、St. Martin's島のような状況において、何が衡平なのであろうか。海洋法裁判所は、何を考慮して何を考慮しなかったのか、述べるべきであった。もし裁判所がこれを述べていたら一般規則の発展を提供したであろうが、そのような一般規則は欠けたままである。

海洋法裁判所は、St. Martin's島の領海がミャンマーの本土海岸の領海と重複しない海域では、同島は12カイリ領海の権利を有したはずであると結論づけた。私はこの判断に、完全に同意する。特に、これと異なる決定をすると、バングラデシュが自国の領海に対して有する主権よりもミャンマーが自国の排他的経済水域と大陸棚において有する主権の権利を優位させることになる(判決169項)、という理由づけに同意する。ただ、裁判所は原則についてこのように

いかなる意味を込めて用いたのか、またこの語が今後どのように発展することになるのか、現時点では判断できない。ここでは、“acquis”のニュアンスを残して、試行的に「国際判例既得事項」と訳した。

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

述べるが、これは、明らかに、裁判所に付託された本件事件にしか関係しない。残念なことに、海洋法裁判所は、一般原則としてのこの原則を定式化せず、またこの原則に対する例外が存在しうるのかどうかも示さなかった。

大陸棚と排他的経済水域の境界画定に関して、St. Martin's島には何ら関連性が与えられなかった。海洋法裁判所は、排他的経済水域または大陸棚の境界画定においてSt. Martin's島に基点を設けることを認めなかった。私はこの判断を受け入れたけれども、裁判所はもっと詳細で掘り下げた理由づけを示すべきであった。特に、St. Martin's島が領海の境界画定においては完全効果を与えられていたので、裁判所のこの判断は分かりにくい。

排他的経済水域と大陸棚については、海洋法裁判所の判断の正当化のほとんどが、黒海海洋境界画定事件（ルーマニア対ウクライナ）ICJ判決（*ICJ Reports 2009*, p. 61, at para. 149）であった。これに関して、海洋法裁判所は、St. Martin's島に効果を与えると、ミャンマー海岸からの投影海域を塞ぐような線を引くことになり、境界画定線を不当に歪ませる結果をもたらす、と述べた（判決265項）。この考え方は、すでに述べたように、主観的であるように思われる。いわゆる歪みがなぜ不当なのか、客観的な理由が示されていない。これでは、上述の基準、つまり透明性と予測可能性を、満たしていない。海洋法裁判所はもっと議論すべきであったと思う。具体的には、本件のような状況において境界画定を規律する地形は本土なのか島なのか、この島の大きさと当該海域の大きさととの割合は関連性を有するのかどうか、海洋への出入りの自由も判断要素であるのかどの程度そうなのか、についてである。

同じく、St. Martin's島に基点を置かなかったことの実質的な理由がない。ここでもまた、海洋法裁判所は、Serpents'島についての黒海海洋境界画定事件ICJ判決の理由づけ（ICJ判決p. 110）に従っているが、これもまた同じく説得力がないと思う。また、St. Martin's島に関する海洋法裁判所の判断は、ミャンマーのMyay Ngu Kyun島の南端に別の基点を選ぶことを排除していない（本判決266項）が、なぜこの基点がミャンマー海岸から180カイリ以上にわたって境界画定線の方向を規律することが正当であるといえるのか、裁判所は答えていない。

要するに、私は、海洋法裁判所は、境界画定過程において島に関する規則を漸進的に発達させる機会と、海洋境界に関する規則についての国際判例既得事項に貢献する機会を、失ったのだと思う。私の見るところでは、この貢献が特に求められていたのは、現在のところ、国際裁判所の先例はこの問題に関して必要な一貫性に欠けているように思われるからである。

さて、排他的経済水域と大陸棚の境界画定についてであるが、海洋法裁判所は、ICJの黒海海洋境界画定事件判決が発展させた三段階方式に従った。ただ、不均衡性基準に関する第三段階の部分が本当に必要であるのか、疑問が残る。二段階手続だけでも、等しく適当だったのではないか。均衡性の検討は、暫定等距離線の調整を導く検討項目に組み入れるべきであった。均衡性に関する検討は、海洋法裁判所が今回行ったことよりも広い範囲を対象とすべきであったし、等距離線の調整を導く理由づけから裁判所が切り離したのは技巧的であるように思う。第二段階も第三段階も等距離線の調整という結果をもたらすものであるから、両者は統合されるべきである。

海洋法裁判所は、暫定等距離線を芸術準則により (*lege artis*) 作成した。同様に、「この調整の目的は、関連のある両国海岸が『海洋権原の観点から、合理的で相互にバランスある方法で効果を発生させる』」とした一節は、支持されるべきものである。しかし、調整された線が地点B1地点で曲折しなければならないとする理由の説明はほとんどなされておらず、この線が方位角215度に従うべきとする理由の説明は全くない。この方位角215度は、バングラデシュが角度二等分方式に基づいて作成した線であって、海洋法裁判所が否定した方式である(本判決234項~237項)。

私は、この線が海洋法条約74条と83条が求める衡平な結果を構成することに疑義を持つわけではないのだが、別の線であっても、同じく衡平な結果を構成するのかも知れない。しかし、海洋法裁判所がこの結論に至ったやり方は、ここでもまた、透明性に欠ける。裁判所は、この線以外の線を検討しなかったことを正当化しようと、バルバドス／トリニダード・トバゴ事件で仲裁裁判所判決373項が述べた、調整のための「魔法の公式はない」とする一節を繰り返した

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

（本判決327項）。あらゆる地理的事情に用いることができる方法はないかも知れないが、他の方法を探究する多少の利点は間違いなくあった。これまでの国際裁判所の先例で他の方法（例えば、線の方向はそのままにして線の位置を変えるとか、方向と位置の両方を変える、など）がすでに試みられていて、本件判決でもこういった議論が求められた。これらの方法が有する利点は、調整された線がSt. Martin's島の北西から開始しないため同島をそれほど取り囲むことがない、という点である。しかし、たとえ裁判所が同じ結論に至ったとしても、調整された境界画定線の起点とその方向を深く検討したなら、本判決における認定をはっきりと強固なものにすると同時に、大陸棚と排他的経済水域の境界画定に関する国際判例既得事項に対し不可欠の貢献を果たしたはずである。

最後に、海洋法裁判所が、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定について、初めて土地を耕したことを、強調しておきたい。これは、これまで国際裁判所がほとんど避けてきた問題であった。私は、判決のこの部分は、海洋境界画定に関する国際判例法に積極的に貢献するものと考えているが、ただ、もう少し理由づけがしっかりしていれば他の国際裁判所に十分に受け入れられるものであったであろう。

（Wolftrum裁判官の署名）

Mensah及びOxman各特任裁判官の共同宣言

1. 我々は、国際海洋法裁判所の判決を支持する。我々は、この判決で扱われたいくつかの争点について、簡単に意見を述べたい。

航行と出入りの権利

2. 海洋境界画定の重要な目的は、近隣諸国の海域における活動に関してこれらの国の間の関係における安定性を促進することである。この目的は、また、航

行と出入りの権利という特定の関心を調整することによっても、進められる。我々は、裁判所からの質問に対するバングラデシュの回答がこの点について非常に有用であると考え、裁判所がバングラデシュの約束に留意するとした判断を支持する。本判決の173項と174項において1974年の合意に言及があったが、この点についていうと、裁判所は、領海の境界画定は両国間の合意の存在に基づいて行うべきとするバングラデシュの主張を受けなかったけれども、領海について裁判所が設定した海洋境界線は、本件裁判でバングラデシュが提案した等距離線に基づいており1974年11月23日の合意議事録で示されたものと本質的に同一である、と我々は考える。

200カイリを超える部分の大陸棚に対する権原

3. 我々は、大陸棚限界委員会が勧告を行い各国がそれへの対応を検討する機会を有しなくとも、裁判所は本件事件において200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定を拒否する必要はないとした裁判所の結論に、同意する。この点について、裁判所は、両国は200カイリを超える部分の大陸棚に対し権原を有しその権原が重複していると判断したが、その判断は、両国の申立概要書 (executive summaries) で記されているように、大陸棚の外側の限界について両国が大陸棚限界委員会に提出した延長要請と両立しない。したがって、本判決は、海洋法条約が定める手続きによって、委員会の勧告に基づいて最終的かつ拘束力を有する大陸棚の外側の限界を条約76条8項に従い設定する両国の権利を、害することはない。この手続きは、裁判ではないし対立構造も持たない。

排他的経済推移と大陸棚の境界画定

4. 排他的経済水域と大陸棚の境界画定に適用される法は、国際裁判所が明確にし適用してきたように、数学的确实性に基づく確固たるものを伴うのでも、衡平な解決のための無限の追及を伴うものでもない。境界画定についての等距離／関連事情方式は、客観性の必要と特定の境界画定に関連する事情に対応するに十分な柔軟性の必要を伴う予測可能性とを均衡させることを求める。この均

衡を維持するため、等距離線は関連事情により性格づけられ、かつ、関連事情の範囲が制限されるのである。

5. 両当事国は、両国の海岸上の最も近い地点から等距離にある線は、本件の地理的な事情では適当ではない、と主張した。ミャンマーは、等距離に基づいて境界線を提案しつつも、St. Martin's島の大きさと同島が陸上の国境線の端の近くにあるミャンマー海岸の対面にあるという位置に鑑みると、この島内の基点から等距離線を測定すると歪み効果が生じミャンマー海岸の投影海域を塞ぐことになる、と述べた。他方、バングラデシュは、バングラデシュ海岸の著しい凹状地形のため、ミャンマーが主張するような等距離線は、St. Martin's島から測定された等距離線であったとしても、南方に面するバングラデシュ海岸の投影海域を切り離す不当な効果をもたらすことになる、という。

6. だからといって、境界画定に当たり角度二等分方式を用いることが必要であることにはならない。本件において、暫定等距離線を引くことは困難ではない。角度二等分方式は等距離方式の変型とみることができ、この方法は等距離の精確さに欠ける。本判決で示されたように、角度はこれをどう構成するかにより大きく変わる。この点について、裁判所は、バングラデシュがミャンマーの関連海岸の限界であるとするBhiff岬に言及して215度の二等分線を構成したことに、留意した。裁判所はこの主張を受け入れず、ミャンマーの関連海岸はNegrais岬にまで及んでおりこの岬によって大きく異なる二等分線が作り出される、と判断した。

7. 本件事件において、方位角215度は、これが適切に用いられるなら、等距離線が作り出す切り離し効果の問題への衡平な解決を提供することができる。しかし、その理由は、この方位角を作り出したバングラデシュの方式にあるのではなく、暫定等距離線に対する調整としてのその効果にある。

8. 関連事情（つまり切り離し効果）と合理的でバランスのとれた方法で両国海岸に効果を与えるべき必要とが、暫定等距離線を調整する位置と方向の両方を指し示す。関連事情で調整しないなら主観性の危険から免れるのは確かであるが、暫定等距離線がもたらす問題の取り扱いと両国の関連海岸に対する調整と

に焦点を当てることは、この過程を規律し正しい問題に目を向けることに、役に立つ。

9. いずれの裁判当事国も、南方に面するバングラデシュ海岸からの投影海域に適切な効果を与えるような等距離線の調整をどのようにして行うのかの問題を、明示的に取り上げてはいない。しかし、バングラデシュは、角度二等分に代わる同国自身の境界の提案とは別に、様々な境界線の候補における不衡平性を示した上で、方位角215度にも言及していた。両国は、文脈が異なるにせよ、この方位角を用いることの利点と欠点について意見を述べる機会を有していたのであり、両国とも、書面手続と口頭手続において十分に時間をかけてその機会を利用した。我々は、このことそれ自体が裁判所に対し暫定等距離線の調整にあたりこの方位角を検討しあるいは用いるよう義務づけたとは思わないけれども、この方位角に関する両国の主張が、この問題に関するこの考え方の適切性の評価を促したことは、疑いない。

10. 本件事件において暫定等距離線の調整に関連するとみなされた事情は、両当事国の海岸の形状から生じるものであった。ごく稀な例外はあるが、これ以外の事情は、これまで、国際裁判所は認めなかったかあるいは非常に慎重に扱ってきた。そのため、本件事件の判決で証明されたように、ある事情が海底とその下にのみに関するものであるなら、そうでなければ関連性を有するような事情であっても、その事情が大陸棚と排他的経済水域の上部水域に両方の境界を画定する単一の海洋境界線に関連するとみなされることは、ほとんどないであろう。

11. EEZの上部水域の境界画定の問題は、200カイリを超える部分の大陸棚に關しては生じない。この海域に関して、バングラデシュは、裁判所に対し、地質学上その他の関係要因に基づいて両国の自然延長の相対的な強さを評価するよう求めた。我々の見解では、この考えを受け入れると、本件事件において海洋境界画定の過程に困難と不確実性の新要素をもたらすことになる。我々が懸念しているのは、このような考えが、200カイリを超える部分の大陸棚の境界画定について合意しようとする関係国の努力を妨げかねないことである。更にまた、

【資料】国際海洋法裁判所「ベンガル湾海洋境界画定事件」2012年3月14日判決（3・完）

我々の考えるところでは、このような考えを実行すると、海洋法条約76条に基づく権原の範囲の決定と83条に基づく重複する権原の画定とが、合成されることになる。裁判所がそうしなかったことは、正しい。

12. 裁判所は、St. Martin's島内の基点に言及することなく暫定等距離線を引き、またバングラデシュの北部海岸の南側の海域の暫定等距離線を調整するため方位角215度を用いることを決定したが、裁判所のその決定は、両国の海岸に、排他的経済水域に対する権原と大陸棚に対する権原の観点から、合理的かつ相互にバランスのとれた方法でその海岸線の効果を作り出すことを、許容している。裁判所は、このようにして、本件事件の事情において衡平な解決を達成した。

(Mensah特任裁判官の署名)

(Oxman特任裁判官の署名)

(2021年2月1日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（JSPS科研費19H00567）による成果の一部である。

* 佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『ベンガル湾海洋境界画定事件』2012年3月14日判決（1）」『西南学院大学法学論集』53巻1号（2020年）126-128頁に本判決の目次を記したが、これを次のように訂正する。

VIII. (6) (a) 凹状地形と切断効果 → 凹状地形と切り離し効果

VIII. (6) (c) ベンガル湾の堆積システム → ベンガル堆積システム

IX. (2) 権原 → 200カイリを超える部分の大陸棚に対する両国の権原の有無

IX. (2) (c) 権原の決定 → 権原の有無の判断